

第5章 区全体の公共施設を通じた
行政サービスの改善の方向性

1. 有効活用の目的及び有効活用の判断の視点

今回、区の保有するさまざまな施設の実態を、施設面・利用面・運営面・コスト面から整理・分析しました。その結果、様々な課題や今後の方向性が明確になってきました。

例えば、施設面で安全性の問題・老朽化の問題・維持管理コストがどのくらいかかっているか、利用面では利用がされているか、サービスの状況はどうか、利用する住民のニーズに適合しているか、運営面ではどのように運営されているのか、運営は効率的になされているのか、事業コスト面では用途ごとに年間どのくらいかかっているのか、また事業実施上の諸問題など様々なことが明らかになりました。

そして、今後、限られた予算や資産をより有効に活用していくために、早急に区全体での行政サービスのあり方・公共施設の全体方針を検討し、作成・実施していく必要があります。今回の白書で整理した問題点・課題、人口構成の変化、行政需要などを分析し、行政サービスニーズに合った、区全体での有効活用策（改善案）を検討するとともに、住民の皆さんとも十分に話し合いながら、より良い方向へ改善していきたいと考えています。

図 有効活用の目的及び有効活用の判断の視点

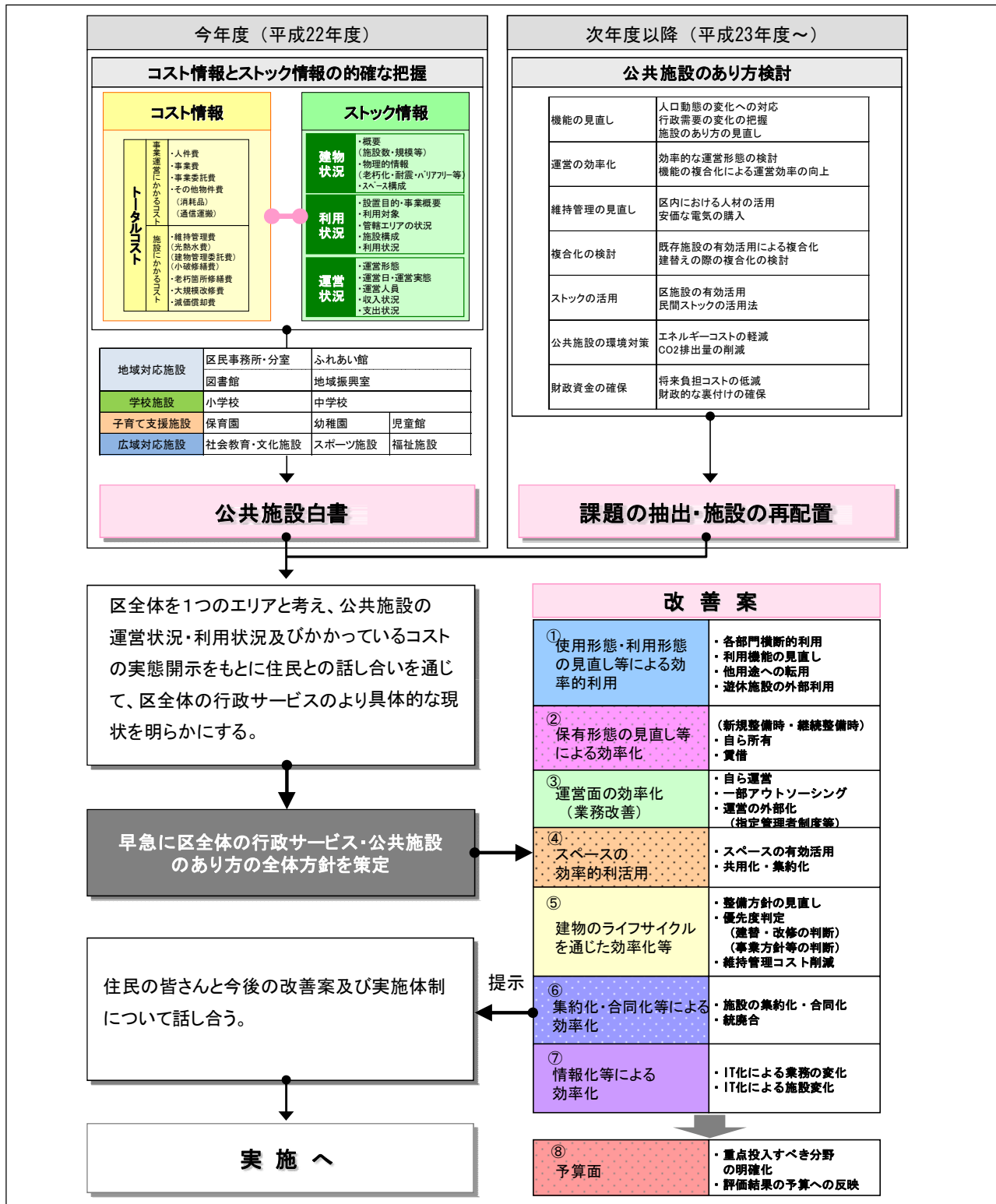
有効活用の目的	有効活用の判断の視点
<ul style="list-style-type: none"> ● 同一コストでより良いサービスの提供を行う。 ● サービスの質を落とすことなく費用削減を行う。 ● もう少し費用をかければ、より大きい便益（効果）が出せないか。 ● 事業効果をより公平・効率的に達成できないか。 ● 公共が自ら行うよりも民間が行った方が良いサービスになるのではないか。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>I. 施設状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が保有している能力を十分発揮しているか ・ 施設が適切に維持管理されているか </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>II. 利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政目的（設置目的）のために設けられた土地・建物が、目的通りに利活用されているか（当初の使用見込みと比較） ・ 利用者等の満足を得て機能しているか ・ 「空き」や「利用低下」に対してタイムリーに再利用等の機能が働いているか </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>III. 運営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当施設で行政サービスを行うことの必然性 ・ 当該サービスによる成果との見合いで、どれだけの物的人的資源が投入されたか ・ サービス提供方式（運営体制、運営方式）の適正性 ・ 公共で行うべき内容のものか民間が行う方が妥当かの判断 ・ サービス内容の妥当性 <p style="text-align: right;">等</p> </div>

2. 今後の進め方

今回の作業では、区の保有するさまざまな施設について、コスト情報とストック情報の両面から区全体の実態把握を行い、「北区公共施設白書」としてまとめました。

今後は、これらの実態把握をもとに、区全体で問題点・課題等を整理し、区民の皆さんと情報を共有しつつ、区全体の行政サービス・公共施設のあり方の全体方針を作成していきたく思います。それをもとに、改善案を検討し、実際に選択し実行していきたくと思っています。

図 今後の進め方



【用語集】

普通会計	予算・決算書数値とは若干異なり、自治体間の財政状況を比較・分析できるようにするために総務省が定める基準を用いて作成される会計。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入することができる財源。 具体的には、特別区税・使用料・手数料・財産収入など。
依存財源	国や都から交付される財源。 具体的には、地方交付税・地方譲与税・国庫支出金・都支出金・地方債など。
投資的経費	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など。
扶助費	社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。 生活保護法・児童福祉法・老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など区の施策として行うものも含まれる。
行政財産	区が行政サービスを行うことを目的として保有している財産（土地・建物）。
普通財産	行政財産以外の財産。 特定の行政サービスを行っていない土地・建物。
耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。 現行の耐震基準（新耐震基準）は 1981 年に法改正された基準。
大規模改修	各部位の耐用年数あるいは劣化状況に応じ、建物を構成する複数の部位を同時かつ全面的に行う改修工事。
老朽箇所修繕	経年劣化に伴う修繕。 劣化した部分を建築当初の機能・性能に回復する工事。
事務事業	区が施策目的を実現するための日々の業務。
老朽度指数	建物や部位の経年数より算出された使用不能度を示す指標
建物総合評価	建物の物理的状況（建物の安全性、維持管理にかかる費用の効率）を容易に判断し、施設整備の優先度を把握するための手法。 建物の老朽化状況、法改正や時代のニーズの変化に対応するための改善状況、維持管理に必要な経常的経費（光熱水費等）の状況を把握する。
バリアフリー	高齢者や障害者を含め、誰でも利用できるように障害を除く施策。 建物のバリアフリー対応として、多目的トイレの設置や車椅子エレベータの設置、道路から入口までのスロープの設置等がある。
稼働率	施設の利用度合いを示す指標。 保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と 1 年間の利用件数より求める。
トータルコスト	人件費や事業費等の事業運営にかかるコストや光熱水費、各所修繕費等の施設にかかるコスト、減価償却相当額等、行政サービスにかかる全ての費用。
ライフサイクルコスト	建物の企画、建設、運営、解体までの建物の生涯にわたり必要となる費用。
事業運営にかかるコスト	人件費や、そこで行われている事業費、事業にかかる消耗品等のコスト。

施設にかかるコスト	行政サービスが行われている施設を維持管理していくために必要なコスト。 光熱水費や各所修繕費、清掃・警備等の委託費、賃料等。
各所修繕費	窓ガラスの破損等軽微な修繕にかかるコスト。
減価償却費	企業会計で用いられ、使用や時の経過による建物等の価値減少分を「コスト」として計上する手法で、一般的な公会計（現金主義会計）では用いない手法。 本白書では、価値減少分をコストとしてみなすことにより、計画的な施設整備につながるため、トータルコストとして仮定している。
機会損失	施設を 100%利用された場合に得られる収入が、利用されないために得られなかった収入分を損失額として仮定。
指定管理者制度	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。 区では集会施設やスポーツ施設、保育園、児童館等の運営に導入している。

北区公共施設白書

刊行物登録番号
23-1-032

平成23年（2011年）6月発行

発行 北区政策経営部企画課
北区王子本町1-15-22
電話 (3908) 1104 (直通)

調査分析 (株)ファインコロボレート研究所
港区元赤坂1-1-15 ニュートヨビル
電話 (5775) 3720